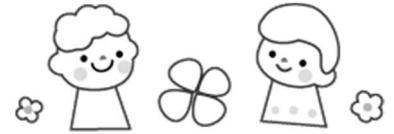


産後ケア事業の利用について

泰阜村では産後ケア事業を実施しています。産後のお母さまが安心した子育てができるようサポートすることを目的としています。



1 対象となる方

産後1年未満の産婦とその新生児及び乳児

利用に際しては、泰阜村役場の住民福祉課に申請をお願いします。

2 ケアの内容

- ・母親の健康管理や生活面の指導、心理的ケア
- ・乳房ケアや授乳方法の指導
- ・沐浴指導
- ・発達や発育、体重や排泄の観察とアドバイス
- ・スキンケアなどの育児方法の指導
- ・育児相談 等

(1) 宿泊型 (利用可能期間 6泊7日まで)

病院や助産所に宿泊し心身のケア・休息・育児サポートを受けられます。

(2) 日帰り型 (利用可能回数 7回まで)

日中、助産院で育児相談やサポートを受けられます。

(3) 訪問型 (利用可能回数 7回まで)

ご自宅にお伺いし相談を受けられます。

3 利用者負担額

	宿泊型 (1日)	多胎児加算(1日)	日帰り型 (1回)	訪問型 (1回)
課税世帯	3,000円	500円	2,000円	600円
非課税世帯	1,500円	200円	1,000円	500円
生活保護世帯	0円			

※宿泊型の料金の数え方 1泊2日の場合2日とみなします。

※多胎児加算は、宿泊型利用時のみ加算されます。

※訪問型の交通費については、1km50円とし、全額村負担とする。

※食事代、オプションサービス、文書料等の追加料金は自己負担となります。

4 利用機関

宿泊型 飯田市立病院 (0265) 21-1255、よしみ助産院 (0265) 27-2860

日帰り型 はぎもと助産院 (0265) 24-6665、よしみ助産院 (0265) 27-2680

訪問型 はぎもと助産院、よしみ助産院、バースコンダクター楽育 (090-8329-7466)

5 お問い合わせ先

泰阜村役場 住民福祉課 保健師 0260-26-2111

裏面もご覧ください

里帰り出産等で表面以外の期間を利用したい方へ

表面以外の医療機関等で産後ケア事業の利用を希望される方に、産後ケア事業の費用の償還払いを実施しています。

表面以外の医療機関等で産後ケア事業を利用される場合					
補助可能日数等（上限）	宿泊型 6泊7日まで 日帰り型 7回まで 訪問型 7回まで ※上記の期間以上のご利用分は自己負担となります				
補助上限額 （実際の費用 路比較して少 ない方の額を 補助します）		宿泊型 （1日あたり）	多胎児加算 （1日あたり）	日帰り型 （1回あたり）	訪問型 （1回あたり）
	課税世帯	27,000円	4,500円	18,000円	9,400円
	非課税世帯	28,500円	4,800円	19,000円	9,500円
	生活保護世帯	30,000円	5,000円	20,000円	10,000円

<償還払い申請までの流れ>

①「泰阜村産後ケア事業利用申請書」に必要事項を記入し、役場保健師へ提出する（郵送可）

※産後ケア利用前に申請書の提出が不可能な方は、保健福祉課へ下記について連絡をお願いします

- ・委託外の医療機関等で産後ケアを利用すること
- ・利用する医療機関、助産所等

②産後ケア実施機関に、「実施依頼書」を提出して産後ケアを利用する

※役場から産後ケア実施医療機関に直接郵送することも可能です

③「泰阜村産後ケア費用補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、産後ケアを利用した日の翌日から起算して6ヶ月以内に申請する（郵送可）

《添付書類》

- ・領収書の写し（利用した日数、金額が分かるもの）
- ・泰阜村産後ケア事業実施結果報告書

（医療機関で記入してもらい申請書に添付するか、医療機関から役場へ直接郵送してもらってください）

お問い合わせ・申請書送付先

〒399-1895 長野県下伊那郡泰阜村 3236 番地 1

泰阜村役場 住民福祉課 保険福祉係 保健師

0260-26-2111